A社:大阪市中央区所在 免許更新回数(1)

《措置: 厳重警告·違約金、義務講習会受講》

対象広告:ポータルサイト

# 賃貸住宅2物件

### ■ おとり広告(架空物件)

◎ 賃貸住宅の広告を行っていたが、広告掲載の住戸を特定することができず、顧客を案内することはできないことから、取引不可(2物件)

## ■ 取引条件の不当表示

○ 「住宅保険 1円/一年」と記載 ⇒ 1.7万円/2年間(1物件)。

B社:神戸市垂水区所在 免許更新回数(3)

≪措置: 厳重警告·違約金、義務講習会受講≫

対象広告:ポータルサイト

## 賃貸住宅1物件

### ■ おとり広告(契約済み物件)

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、3か月間、継続して広告。
- ※ B社は平成31年2月21日に当協議会から違約金課徴の措置を受けている。

C社:兵庫県伊丹市所在 免許更新回数(3)

《措置:厳重警告·違約金、義務講習会受講》

対象広告:ポータルサイト

# 賃貸住宅2物件

## ■ おとり広告(契約済み物件)

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、3か月間、継続して広告(2物件)。
- ※ C社は平成28年6月27日に当協議会から違約金課徴の措置を受けている。

D社:神戸市須磨区所在 免許更新回数(4)

≪措置:厳重警告•違約金、義務講習会受講≫

対象広告:ポータルサイト

# 賃貸住宅2物件

### ■ おとり広告(契約済み物件)

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので4か月半、 短いもので2か月間、継続して広告。
- 取引内容の不当表示
  - ◎ 専有面積について「28.39㎡」と記載 ⇒ 24.30㎡ (1物件)。

E社:大阪市東成区所在 免許更新回数(4)

《措置: 厳重警告·違約金、義務講習会受講≫

対象広告:ポータルサイト

# 賃貸住宅1物件

■ おとり広告(契約済み物件)

◎ 既に契約済みであるにもかかわらず、新規に情報登録を行い、7か月半、継続して広告。

### ■ 取引条件の不当表示

◎ 「賃料 13,000円」と記載 ⇒ 56,080円。

F社:大阪市中央区所在 免許更新回数(1)

《措置: 厳重警告·違約金、義務講習会受講》

対象広告:ポータルサイト

## 賃貸住宅1物件

### ■ おとり広告(契約済み物件)

◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、半年間、継続して広告。